日向地区バスケットボール協会規約

（名称）
第１条　本会は、日向地区バスケットボール協会と称し、宮崎県バスケットボール協会及び日向市体育協会に所属する。

（事務局）
第２条　本会の事務局は、理事会の指定するところに置く。

（目的）
第３条　本会は、バスケットボール競技を通して会員の心身の健全な育成と競技力の向上を図るとともに、バスケットボール競技の底辺拡大と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
（１）　各種競技会の開催
（２）　各種講習会の開催
（３）　その他必要な事項

（組織）
第５条　本会は、日向市内において活動し本会に登録したチーム又はその活動に関わるもので組織する。
２　本会の活動をより発展させるため、第１条の規定に関わらず、東臼杵郡体育協会に所属するチーム等のうち本会に登録したチーム又はその活動に関わるものを会員に加えることができる。

（役員）
第６条　本会に次に掲げる役員を置く。
（１）　会長　１名
（２）　副会長　２名以内
（３）　顧問　２名以内
（４）　理事
　ア　理事の人数は、別表に定めるとおりとする。
　イ　理事の互選により、理事長１名及び副理事長２名を置く。
（５）　会計　２名以内
（６）　事務局　３名以内
（７）　監事　２名
２　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（役員の任務）
第７条　各役員は、次のとおり任務を行う。
（１）　会長は、本会を代表し統括する。
（２）　副会長は、会長を補佐する。
（３）　顧問は、会長の相談役とする。
（４）　理事長は、会長の命により理事会を招集し、各事業の運営を円滑に行うための一般業務を行う。ただし、各事業の実施において、理事長が緊急を要すると判断するときは、その専決により実施方法の詳細を決定できるものとする。
（５）　副理事長は、理事長を補佐する。

（6）　会計は、本会の会計を処理する。
（7）　事務局は、各事業の一般事務を行う。
（8）　監事は、毎年１回以上会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)
第８条　各役員は、次のとおり選任する。
（1）　会長及び副会長は、理事会において推薦し、総会で選任する。
（2）　顧問は、本会に貢献したものの中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。
（3）　理事は、各部門から推薦されたものの中から理事会において選出し、総会において選任する。
（4）　会計、事務局及び監事は、理事会において推薦し、総会で選任する。

(機関)
第９条　本会に次に掲げる機関を置く。
（1）　総会
（2）　理事会

(総会)
第１０条　総会は、会長が招集し、年１回以上行う。
２　総会は、次に掲げる事項について議決を行う。
（1）　事業計画及び予算並びに決算の承認
（2）　役員の選任
（3）　規約の制定及び改廃
３　総会は、第８条に規定する理事及び第５条に規定する登録チームの代表者により議決を行う。

(理事会)
第１１条　理事会は、第７条第１項第４号に定めるもののほか、会長が緊急を要すると判断する場合にこれを招集し、本会の運営に必要な議決を行う。
２　理事会は、第８条の規定により選出された理事により議決を行う。

(会議の共通事項)
第１２条　総会及び理事会（以下「各種会議」という。）は、構成員の３分の１以上の要求があれば、これを開催できる。
２　各種会議は、各構成員の過半数の出席により成立する。
３　各種会議の議事は、出席者の過半数の同意により決する。

(会計年度)
第１３条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

附　則
１　この規約は、平成１８年５月２７日から施行する。
２　日向市バスケットボール協会規約（昭和５７年４月１日施行）は、廃止する。
附　則
１　この規約は、平成２９年５月２０日から施行する。

別表（第６条関係）

理事の人数

（1）　理事長　１名

（2）　副理事長　２名

（3）　一般　15 名以内

一般理事の中に、総務、強化・普及、審判、競技及び広報担当者を置くものとする。

（4）　クラブチーム代表　４名

（5）　高校の部代表　１名

（6）　中学の部代表　１名

（7）　ミニバスケットボールの部代表　１名

日向地区バスケットボール協会申し合わせ事項

１　申し合わせ事項の制定及び改正は、理事会において議決する。

２　各大会の実施においては、理事長が実行委員長を任命し、大会関係者による実行委員会において大会要項等を作成するとともに、円滑な大会運営に努める。

３　中学の部及びミニバスケットボールの部にそれぞれ部門別の会計を置き、大会運営費の補助としてそれぞれ 20,000 円／年を支給する。この場合の会計区分は規約第 13 条の規定を準用し、それぞれ決算報告を行うものとする。

４　登録料及び参加料

（1）　登録料は各チーム（男女別）4,000 円とし、総会時に納めるものとする。

（2）　参加料は、原則として 3,000 円とする。ただし、理事会において認める特別な場合はこの限りでない。

５　登録チームが宮崎県内の予選を勝ち抜いて県外で開催される全国大会・九州大会に参加する場合は、補助金として 30,000 円／回を支給する。

６　宮崎県バスケットボール協会の日向地区理事となったものには、交通費その他の必要経費として 20,000 円／年を支給する。

７　協会役員の慶弔に関しては、原則として電報により行う。ただし、会長又は理事長の認める特別な場合はこの限りでない。

８　広報担当理事（ホームページ担当者）、及び事務局（事務連絡担当者）となったものには、必要経費として 3,000 円／年を支給する。